

(居宅介護支援) 実地指導における主な指摘事項 (台東区実施)

| 指 摘 内 容 |
|---|
| 運営規程、重要事項説明書の内容が不十分、整合性が取れていない。 |
| 個人情報の利用に当たり、利用者の家族の同意を得ていない。 |
| 勤務表、勤務実績を作成していない。 |
| サービス担当者会議で、各サービス事業所の担当者の専門的見地からの意見を求めている。 |
| 各サービス事業所の担当者や主治医に居宅サービス計画を交付していない。 |
| 居宅サービス計画と個別サービス計画の整合性が取れていない。 |
| ケアマネージャーが月1回利用者宅を訪問しサービスの提供状況を確認していない。 |
| モニタリングの結果の記録内容が不十分であった。 |
| 居宅サービス計画の見直しについて検討した記録がない。 |
| 特定事業所集中減算を判定するための書類を作成していない期間があった。 |
| 利用者に係る必要な情報の収集、及びカンファレンスについて必要な要件を満たしていないにもかかわらず、退院・退所加算を算定していた。 |
| 利用者が複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であることについて、文書の交付に加え、利用者に説明し署名を得ていなかった。 |